

川崎市病院局規程第 2 6 号

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 4 日

川崎市病院事業管理者 伊 藤 大 輔

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程（平成１７年川崎市病院局規程第３７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の８第１項」を「第２４３条の２の９第１項」に改める。

第２条中「第２４３条の２の８第１項後段」を「第２４３条の２の９第１項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和８年９月２４日から施行する。